

袋井市告示第124号

袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月28日

袋井市長 大場規之

袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、既存住宅の省エネルギー化を推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び静岡県住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱（令和5年3月23日付け住づ第393号静岡県くらし・環境部長通知）に基づき住宅省エネ改修推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅省エネ改修推進事業 温室効果ガス排出量削減等を図るため、ZEH水準に満たない住宅に対し、省エネ設計及び省エネ改修を行う事業をいう。
- (2) 省エネ設計 省エネ改修のための調査、設計、計画又はBELS等の取得をいう。
- (3) 省エネ改修 省エネ設計に基づき開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に係る改修をいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅又はその部分をいう。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものに限る。
- (5) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー

ギー消費性能基準をいう。

(6) Z E H水準 強化外皮基準（品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20パーセント削減となる省エネ性能の水準をいう。

(7) B E L S等 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通大臣告示489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示（B E L S）、設計住宅性能評価等の第三者認証の制度をいう。

(8) しずおか優良木材等補助加算 次のア又はイのいずれかに該当する製品を床、壁等の仕上げ材として10平方メートル以上使用する場合に加算される補助金をいう。

ア しずおか優良木材供給センター会員が生産する製品

イ 静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明された J A S（日本農林規格）製品

(9) 地震に対して安全な構造 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 階数が2階以下かつ床面積の合計が500平方メートル以下の木造住宅をZ E H水準に改修する場合であって、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの

（ア）構造計算により構造安全性が確かめられたもの

（イ）「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（以下「壁量等基準（案）」という。）又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたもの（ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。）

（ウ）現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たすもの

（エ）現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、当該住宅の所有者及び当該住宅の所有者の承諾を得て事業を行う者が、次のa及びbについて同意したもの

a 国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令、告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続を経た上で公布することを予定しており、公布される基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZ E Hが満たすべき基準となること。

b 当該住宅が、aの見直しにより見直し後の壁量等基準（案）を満たさなくなる可能性があること。

イ アの要件を満たさない住宅を改修する場合であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するもの

（ア）昭和56年6月1日以後に建築に着手したもの

（イ）昭和56年5月31日以前に建築に着手したものであって、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める基準により耐震性が確認できるもの

（ウ）昭和56年5月31日以前に建築に着手したものであって、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実施により耐震性が確認できるもの

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、市内に住宅を所有する者又は当該住宅の所有者の承諾を得た者であって、次の各号に該当するものとする。

（1）市税を滞納していない者

（2）次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ アからウまでに該当する者が、役員等（無限責任役員、取締役、執行役又は監査役若しくはこれらに準じるもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に属する者

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とする。

（1）省エネ設計に関する事業と次のアからウまでのいずれかに該当する省エネ改修に関する事業を一体的におこなうもの

ア 断熱等性能等級5相当未満の住宅について、開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に係る改修により、住宅全体がZEH水準に相当することについて、BELS等を受けるもの（以下「全体改修」という。）

イ アに伴う重量化に対して実施する構造補強工事であって、施工後に第2条第1項第9号ア（ア）から（ウ）までのいずれかを満たすもの

ウ 断熱等性能等級5相当未満の住宅について、断熱等性能等級5相当以上の性能にするための開口部、躯体等の断熱改修を行うものであって、別表第1に定める設備の効率化に係る改修を行うもの（以下「部分改修」という。）

(2) 国、県、市その他団体等から省エネ設計又は省エネ改修に係る補助金の交付を受けた、又は受ける予定のない事業

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 同一の住宅に行う補助は、1回を限度とする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅省エネ改修推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 建築年及び延べ面積が分かる書類

(3) 付近見取図

(4) 改修予定の住宅の図面（配置図、各階平面図等）

(5) 現況写真（建物全景）

(6) 住宅の所有者を証明する書類

(7) 承諾書（所有者以外による申請の場合）

(8) 省エネ設計に係る見積書の写し

(9) 省エネ改修に係る見積書の写し

(10) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項の補助金の交付申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交

付申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時においてこれが明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、住宅省エネ改修推進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（設計の確認等）

第7条 前条第3項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）における設計が完了したときは、住宅省エネ改修推進事業省エネ設計確認依頼書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建材、設備等を表示した図面（平面図、立面図、断面図等）
- (2) B E L S 評価書等（全体改修の場合）
- (3) 断熱等性能等級5相当以上であることが確認できる書類（部分改修の場合）
- (4) 設備機器仕様一覧表（様式第5号）（部分改修の場合）
- (5) 材料、設備等の仕様（寸法、製品型番号等）が分かるもの
- (6) しずおか優良木材等使用面積計算表（様式第6号）（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (7) 地震に対して安全な構造であることが確認できる書類
- (8) 省エネ設計に係る見積書の写し
- (9) 省エネ改修に係る見積書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の報告により省エネ設計の結果を確認した後に、住宅省エネ改修推進事業省エネ設計確認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、前項の省エネ設計確認通知書の審査結果の意見において省エネ改修の実施の承認を受けたときは、省エネ改修を実施することができる。

（変更の申請）

第8条 交付決定者は、補助事業の申請内容又は申請額の変更をしようとするときは、住宅省エネ改修推進事業計画変更承認申請書（様式第8号）を市長に速やかに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、

住宅省エネ改修推進事業変更承認通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遅延）

第9条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、住宅省エネ改修推進事業遅延等報告書（様式第10号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受領したときは、その内容を確認し、指示書（様式第11号）により交付決定者に指示するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第10条 交付決定者が補助事業を廃止し、又は中止しようとする場合は、住宅省エネ改修推進事業計画廃止（中止）届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業における改修が完了したときは、住宅省エネ改修推進事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- （1）施工中及び施工後の写真（建物全景及び仕様（製品型番号、寸法等）が分かるもの（図面に撮影箇所を記入すること。））
- （2）出荷証明書等（写真で仕様が確認できない場合）
- （3）しずおか優良木材製品出荷証明書（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- （4）県産材販売管理票の写し（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- （5）省エネ設計に係る領収書の写し
- （6）省エネ改修に係る領収書の写し
- （7）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に

提出しなければならない。

(書類の整理等)

第14条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助事業の成果の公表)

第15条 交付決定者は、市が行う住宅省エネ改修事例の収集及び広報活動等への協力を努めるものとする。

2 市は、補助事業によって得られた成果の概要を公表できるものとする。ただし、公表について、補助事業に係る者から支障のある旨の申出があったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

設備の効率化に係る改修

番号	種別	モデル工事費	仕様
1	太陽熱利用システム	452,000円/戸	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) 強制循環式のもので、J I S A 4112：2020に規定する太陽集熱器（蓄熱槽がある場合は、J I S A 4113：2021に規定する太陽蓄熱槽）の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。</p>
2	高断熱浴槽（注1）	416,000円/戸	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) J I S A 5532：2011に規定する高断熱浴槽と同等以上の性能を有すること。</p>
3	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）（注2）	263,000円/戸	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) J I S C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様は2.7以上）であること。</p>
4	潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等）（注3）	263,000円/戸	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94.0パーセント以上、給</p>

			湯単能器及びふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7パーセント以上であること。
5	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等）（注3）	263,000円/戸	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94.0パーセント以上、石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3パーセント以上、石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6パーセント以上であること。</p>
6	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）（注3）	263,000円/戸	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) 熱源設備については、電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102.0パーセント以上であること。</p>
7	節湯水栓	57,000円/台	<p>(1) エコ住宅設備（注4）又はカタログ等で次の要件を満たすことが確認できるもの。</p> <p>(2) J S I B2061：2017に規定する節湯形の水栓と同等以上の機能を有すること。</p>
8	燃料電池システム（エネファーム等）	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて

			選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可能）。
9	コージェネレーション設備	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可能）。ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80.0パーセント以上であること。
10	蓄電池	—	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
11	LED照明	—	工事を伴うものであること。

(注1) 6、8若しくは9のいずれかと合わせて改修する場合又は3、4若しくは5のいずれか及び7（浴室シャワー水栓に限る。）と合わせて改修する場合に限る（既設の場合も可能）。

(注2) 2及び7（浴室シャワー水栓に限る。）と合わせて改修する場合に限る（既設の場合も可能）。

(注3) 浴室シャワー水栓で、3、4若しくは5のいずれか及び2と合わせて改修する場合又は6、8若しくは9のいずれかと合わせて改修する場合に限る（既設の場合も可能）。

(注4) 国土交通省が実施するこどもみらい住宅支援事業及びこどもエコすまい支援事業に登録された設備をいう。

別表第2（第5条関係）

補助金の額

区分	内容	補助額
省エネ設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 省エネ改修を行うための調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 B E L S等に要する費用 5 その他市長が必要と認める費用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該経費の3分の2に相当する額以内の額（1,000円未満は切り捨て、388,000円／戸を上限とする。）
省エネ改修	全体改修	<p>工事費（ただし、次の条件を満たすものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 B E L S等を受けること。 2 補助事業完了後に地震に対して安全な構造であること。
	部分改修	<p>工事費（ただし、次の条件を満たすものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 断熱改修は必須とし、住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にすること。 2 設備の効率化に係る改修は任意、かつ断熱改修に係る工事費と同額以下とし、別表第1の仕様を満たす設備を選定すること。 3 補助事業完了後に地震に対して安全な構造であること。

様式第1号（第6条関係）

住宅省エネ改修推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

住宅省エネ改修推進事業費補助金の交付を受けたいため、関係書類を添えて申請します。

この申請及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、この申請に当たり、市税の納付状況について市が調査することに同意します。

交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号）<input type="checkbox"/> 建築年及び延べ面積が分かる書類<input type="checkbox"/> 付近見取図<input type="checkbox"/> 改修予定の住宅の図面（配置図、各階平面図等）<input type="checkbox"/> 現況写真（建物全景）<input type="checkbox"/> 住宅の所有者を証明する書類<input type="checkbox"/> 承諾書（所有者以外による申請の場合）<input type="checkbox"/> 省エネ設計に係る見積書の写し<input type="checkbox"/> 省エネ改修に係る見積書の写し<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの

（注）該当する□にレ点を記入すること。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

所 有 者		
住宅の所在地	〒 袋井市	
所有者の住所	〒 (注) 住宅の所在地と同一の場合は記入不要	
構 造	造	
階 数	地上 階 / 地下 階	
延 べ 面 積	全体	m ²
	うち住宅の部分	m ²
	うち店舗等の部分	m ²
建 築 年	年	
省エネ設計の内容	(内容) (例) 調査、設計、計画策定、第三者機関による評価等	
省エネ改修の種別	<input type="checkbox"/> 全体改修 (<input type="checkbox"/> 構造補強工事有り) <input type="checkbox"/> 部分改修	
県産材加算の有無	<input type="checkbox"/> しずおか優良木材等補助加算の対象	
当該事業の状況	<input type="checkbox"/> 対象とする事業は、国、県、市その他団体等の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定はありません。	
耐震性能の有無	<input type="checkbox"/> 補助事業完了後は、地震に対して安全な構造の住宅である。 (理由)	
	<input type="checkbox"/> 第2条第9号ア(エ)に該当する住宅である。	
省エネ性能の有無	<input type="checkbox"/> 断熱等性能等級5相当未満の住宅である。 (理由)	
設 計 者 (省エネ設計)	社 名	
	氏 名	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
施 工 者 (省エネ改修)	社 名	
	氏 名	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
事業着手・完了予定日	省エネ設計	～
	省エネ改修	～
補助対象経費 (見積金額)	省エネ設計	円(税込)
	省エネ改修	円(税込)

第 号
年 月 日

様

袋井市長

住宅省エネ改修推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱に記載された事項を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

住宅省エネ改修推進事業省エネ設計確認依頼書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた住宅省エネ改修推進事業の省エネ設計が完了したので、確認されるよう関係書類を添えて依頼します。

設計実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補助対象建材、設備等を表示した図面（平面図、立面図、断面図等）<input type="checkbox"/> B E L S 評価書等（全体改修の場合）<input type="checkbox"/> 断熱等性能等級5相当以上であることが確認できる書類（部分改修の場合）<input type="checkbox"/> 設備機器仕様一覧表（様式第5号）（部分改修の場合）<input type="checkbox"/> 材料、設備等の仕様（寸法、製品型番号等）が分かるもの<input type="checkbox"/> しずおか優良木材等使用面積計算表（様式第6号）（しずおか優良木材等補助加算の場合）<input type="checkbox"/> 地震に対して安全な構造であることが確認できる書類<input type="checkbox"/> 省エネ設計に係る見積書の写し<input type="checkbox"/> 省エネ改修に係る見積書の写し<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

（注）該当する□にレ点を記入すること。

様式第5号（第7条関係）

設備機器仕様一覧表

番号	種別	メーカー	型番	エコ住宅設備		モデル 工事費 (円)	見積り 工事費 (円)	補助対象 工事費 (円)	備考
				登録 有無	登録型番				
合計									

(注)

- 1 番号は図面にも記入すること。
- 2 エコ住宅設備の登録のない設備の場合は、概要を備考欄に記入すること。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

住宅省エネ改修推進事業省エネ設計確認通知書

年 月 日付けにより依頼があった住宅省エネ改修推進事業の省エネ設計について、内容の確認が完了したので、次のとおり通知します。

審査結果の意見

様式第8号（第8条関係）

住宅省エネ改修推進事業計画変更承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた住宅省エネ改修推進事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変更内容	
変更理由	
補助金額等	交付決定済補助金額 円 変更交付申請額 円
添付書類	

第 号
年 月 日

様

袋井市長

住宅省エネ改修推進事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請があった住宅省エネ改修推進事業の変更については、次のとおり承認し、これに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

- 1 変更後の交付決定額 金 円
- 2 承認の内容
- 3 その他

様式第10号（第9条関係）

住宅省エネ改修推進事業計画遅延等報告書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた住宅省エネ改修推進事業について、次のとおり事業の遅延等が生じたので報告します。

遅延等の内容	
遅延等の理由	
添付書類	

様式第11号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

指示書

年 月 日付けで報告のあった住宅省エネ改修推進事業の遅延について、
次のとおり指示します。

様式第12号（第10条関係）

住宅省エネ改修推進事業計画廃止（中止）届

年 月 日

袋井市長

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた住宅省エネ改修推進事業について、次により廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由

住宅省エネ改修推進事業実績報告書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた住宅省エネ改修推進事業が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

改修実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業完了年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 施工中及び施工後の写真（建物全景及び仕様（製品型番号、寸法等）が分かるもの（図面に撮影箇所を記入すること。）） <input type="checkbox"/> 出荷証明書等（写真で仕様を確認できない場合） <input type="checkbox"/> しずおか優良木材製品出荷証明書（しずおか優良木材等補助加算の場合） <input type="checkbox"/> 県産材販売管理票の写し（しずおか優良木材等補助加算の場合） <input type="checkbox"/> 省エネ設計に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 省エネ改修に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

（注）該当する□にレ点を記入すること。

本件の住宅省エネ改修推進事業については、省エネ設計に基づき施工されており、規定の省エネ性能を有することを証します。

住所
施工者 氏名
電話